

## **日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則の一部改正について(趣旨)**

### **1. 理由**

未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号）の一部改正に伴い、これに準じて所要の措置を講ずること。

### **2. 内容**

#### (1) 負担金の額の算定方法の見直し

未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱の改正に伴い、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額が、「所得税額」から「市町村民税（所得割額）」に改められたことから、本規則で定める負担金の額の算定を「市町村民税」により認定するよう改めること。

#### (2) 養育医療券の記載事項の変更

交付した養育医療券の有効期間中において、当該養育医療券の記載事項に変更があった際に対応できるようにするため、「養育医療券記載事項変更届出書（様式第9号の2）」を市長に届け出る旨を新たに規定すること。

### **3. 施行の時期**

公布の日から施行すること。

### **4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由**

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に規定する公益上、緊急に規則を定める必要があるため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。